

# 川崎市立今井中学校PTA規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この会は、川崎市立今井中学校PTA（略称今井中PTA）とする。

### 第2条 (目的)

この会は、子どもたちが健やかに育つよう、保護者と教職員が協力し合う活動と、会員がお互いに学び合うための活動を行うことを目的とする。

## 第2章 方針及び活動

### 第3条

この会は、教育の推進を本旨とする民主団体として活動する。

### 第4条

この会は、生徒の幸せのために活動する他の団体や機関と協力する。しかし、この会の運営については他の干渉を受けない。

### 第5条

この会や、この会の役員はその名において、営利的、宗派的、政党的、その他、この会の事業以外の活動を目的とする団体やその事業に関係を持たない。

### 第6条

この会は、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第3章 会員

### 第7条

この会の会員になることのできる者は、この会の主旨に賛同し、川崎市立今井中学校に在籍する生徒の保護者と本校の校長及び教職員とする。

## 第4章 役員及び会計監査

### 第8条 (構成)

この会は、次の役員をおく。

- 1、会 長 1名(保護者)
- 2、副会長 3名(保護者)（※うち1名は中原区PTA連絡協議会担当）
- 3、会 計 2名(保護者・教職員)
- 4、書 記 2名(保護者・教職員)

会長以外の役員の人数は、当該年度の事情により、増員する事ができることとし、その人数は総会または実行委員会で承認を受けることとする。

### 第9条 (選出)

役員は、次の方法で選出する。

- 1、役員候補者を選出するため、役員推薦委員会を設ける。
- 2、役員推薦委員会については、細則により別に定める。
- 3、この方法により選出された役員は、承認総会において承認を受ける。

### 第10条 (任期)

役員の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。しかし、再任は妨げない。会長に欠員が生じたときには、副会長1名が代行する。これによって生じた副会長の欠員は補充しない。他の役員に欠員が生じたときは、実行委員会の推薦により会長が委嘱補充する。任期は、いずれも前任者の残任期間とする。また、会計監査の欠員補充はしない。

### 第11条 (任務)

役員の任務は、次の通りとする。

- 1、会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その代理をつとめる。  
ただし、うち1名は中原区PTA連絡協議会専従とする。
- 3、会計は、会計事務を管理する。
- 4、書記は、諸会合の通知、議事の記録、文書の処理にあたる。

## 第12条（会計監査）

会計監査は2名とし、この会の会計を必要に応じ監査し、その結果を総会にて報告する。

- 1、会計監査の選出は役員を選出に準じる。
- 2、任期は原則として1年とする。

## 第5章 委員会

### 第13条

実行委員会は、原則として役員・校長・常任委員会の正副委員長で構成し、総会の決議（実行委員会）の執行とこの会の運営にあたる。会員はいつでも参加することができるが、議決権はない。

### 第14条（常任委員会）

次の常任委員会をおく。但し、必要に応じ役員が協議の上、委員会活動を休止することができる。

- 1、校内委員会
- 2、校外委員会
- 3、リサイクル委員会

### 第15条（選出）

常任委員会の委員及び正副委員長の選出方法は、細則によって別に定める。

### 第16条（任務）

常任委員会の委員長は、必要に応じ委員会を招集し、また委員会の運営にあたる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は、その代理をつとめる。

- 1、校内委員会  
教職員と保護者が協力をして相互の理解を深めるための援助活動を行う。
- 2、校外委員会  
学区内の環境の向上と地域社会との連携をはかり、生徒の健全な校外生活の育成につとめる。
- 3、リサイクル委員会  
保護者と教職員並びに生徒の福祉厚生・教育環境向上支援に関する活動を推進する。

### 第17条（特別委員会）

特別委員会は、必要なときに実行委員会にはかって会長が設ける。

- 1、特別委員会の正副委員長は必要に応じ、実行委員会にはからなければならない。
- 2、特別委員会の委員は、その任務を終了したとき解任される。

### 第18条（議決）

委員会の議決は、出席者の過半数によって決める。

## 第6章 総会

### 第19条（総会）

総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

総会は、毎年2回（本総会・承認総会）を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。

やむを得ない場合は書面による臨時総会も認める。

### 第20条（定足数と決議）

総会の定足数は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）とし、決議は出席会員の過半数による。書面での総会も同様とする。この場合、未提出、白紙提出は賛成に含むものとする。

### 第21条

実行委員会が必要と認めたととき、会員数の5分の1以上の要求があった（臨時総会）とき、会長は臨時に総会を開かなければならない。やむを得ない場合は書面による臨時総会も認める。

## 第7章 会計

### 第22条（経費）

この会の経費は、会費や寄付金、その他収入等をもってあてる。会費の金額については、総会で決める。

### 第23条（会計年度）

この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

### 第24条（決算）

この会の決算は、会計監査を経て本総会において承認を受ける。

## 第8章 改正

### 第25条（規約の改正）

この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。但し、改正の提案は前もってその内容を全会員に知らせておかなければならない。

### 第26条（細則）

会長は、実行委員会の議決によって細則を設けることができる。

## 第9章 個人情報の取扱い

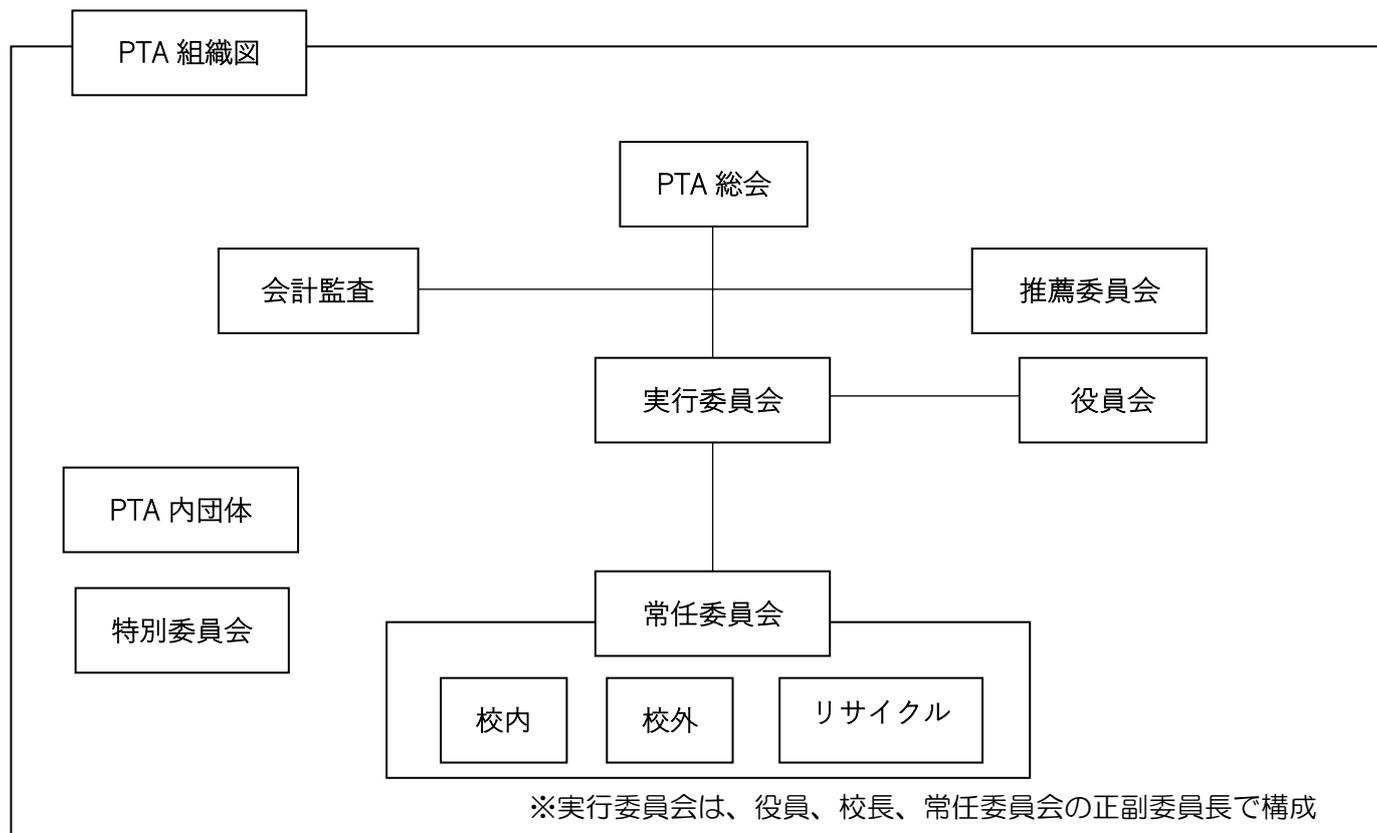
### 第27条（個人情報の取扱い）

この会がPTA活動を推進するため必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については細則「個人情報の取扱いについて」に定め、適正に運用するものとする。

## 第10章 PTA内団体

### 第28条（PTAサークル）

PTA内団体（以下サークルという）は会員の教養向上と相互の親睦を目的とし、活動する。PTAから承認を受けた団体は今井中PTAサークルとして活動することができる。詳細は細則で定める。



### 付 則

昭和37年4月 1日	実施
昭和38年3月19日	規約改正
昭和45年3月24日	規約改正
昭和47年3月22日	細則改正
平成11年3月18日	細則改正
平成18年5月12日	規約・細則改正
平成19年5月11日	規約改正
平成23年4月27日	規約改正
平成26年5月 1日	規約改正
平成28年5月11日	規約改正
平成30年5月17日	規約・細則追加
令和 2年2月26日	規約・細則改正

## 〔 細 則 〕

第1条 役員・会計監査選出のため役員推薦委員会を設ける。役員推薦委員会の構成・任務・任期は、次の通りとする。

- 1、委員の互選によって推薦委員長を決める。
- 2、役員を選考方法については、その年度の役員推薦委員会に一任する。
- 3、役員及び会計監査委員の候補者を会員の中から選び、その同意を得て、承認総会前に候補氏名を全会員に前もって通告する。
- 4、推薦委員の任期は、役員及び会計監査の承認決定をもってその任を終えることとする。

第2条 常任委員会の委員は、次のように選出する。

- 1、各委員会の委員は、原則各学年より4名ずつを選出する。
- 2、当該年度の事情により、増員や減員することができる。

第3条 常任委員会の正副委員長の選出は、次の通りとする。

常任委員会の正副委員長は、委員の互選により選出され会長が委嘱する。

第4条 規約改正の手続きは、次の通りとする。

会員より規約について改正の提案を受け、実行委員会がその検討を了承したとき、規約改正準備委員会を設置する。

第5条 会員並びに生徒の慶弔について定める。

- 1、死亡弔慰金 10,000円
- 2、災害見舞金（火事・水害） 3,000円

ただし、災害が広範にわたり、支出が困難と認められる場合は、減額または支出しない場合もある。

- 3、その他、特別な場合は、役員が協議の上決定することができる。
- 4、返礼は一切受けない。
- 5、本会に功労のあった会員に対し、記念品を贈呈して表彰する。  
以上、PTA会費より支出する。

第6条 特別会計について定める。

- 1、周年行事のため、今井中PTA活動による事業収益金の一部を積立管理する。
- 2、事業収益金は、今井中PTA主催行事による収益からなる。

第7条 PTA内団体設立について定める。

- 1、PTA内団体（以下サークルという）は、現会員5名以上をもって構成し、所定の様式で会長へ申請することで設置することができる。申請があった場合、実行委員会に函って設置可否を決定する。
- 2、存続は1年度毎とし、年度初めに会員名簿を提出する。
- 3、2の報告をもって存続の承認を総会にて受けるものとする。

## (細則) 個人情報の取扱いについて

### 第1条 (目的)

この規則は、川崎市立今井中学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 第2条 (責務)

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

### 第3条 (周知)

個人情報取扱の方法は規約、その他配布資料で会員に周知する。

### 第4条 (個人情報の取得)

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

### 第5条 (同意の取り消し)

- (1) 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個人の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。
- (2) 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、又は削除しなければならない。

### 第6条 (個人情報の利用目的)

取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- (1) PTAの活動における連絡および名簿作成
- (2) 広報紙の作成などにおける写真等
- (3) 関係機関及び関係団体からの依頼

### 第7条 (管理)

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### 第8条 (第三者提供の制限)

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第9条 (個人情報の共同利用)

本会は、今井中学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

### 第10条 (情報の開示等)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### 第11条 (個人情報の取扱いの改正)

この個人情報の取扱いを改正する場合は実行委員会の決議を経て定める。また、改正した場合は会員に知らせなければならない。